

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2017-149727(P2017-149727A)

【公開日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2017-60357(P2017-60357)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/35	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 K	8/27	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/35
A 6 1 Q	17/04
A 6 1 K	8/41
A 6 1 K	8/49
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/29
A 6 1 K	8/27

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月19日(2019.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) t - ブチルメトキシジベンゾイルメタン又はジエチルアミノヒドロキシベンゾイル安息香酸ヘキシルを0.5~10.0質量%、あるいは、t - ブチルメトキシジベンゾイルメタン及びジエチルアミノヒドロキシベンゾイル安息香酸ヘキシルを合計で0.5~10.0質量%;

(B) ビスエチルヘキシルオキシフェノールメトキシフェニルトリアジンを0.5~5.0質量%;

(C) エチルヘキシルトリアジンを0.5~5.0質量%;

(D) 前記成分(A)、(B)及び(C)の25%における溶解度が10%以上であるエステル油を5~50質量%；及び

(E) 1.5以上の屈折率を有する紫外線散乱剤を1.5~12質量%含み、前記成分(A)、(B)及び(C)の合計配合量が1.5~15質量%であり、かつメトキシケイヒ酸エチルヘキシル及びオクトクリレンの配合量が1質量%以下であり、前記成分(A)、(B)及び(C)の合計配合量と(D)エステル油との配合量比率([(A)+(B)+(C)]/(D))が1/3以下である、ことを特徴とする日焼け止め化粧料。

【請求項2】

前記(D)エステル油が、セバシン酸ジイソプロピル及び / 又はコハク酸ジエチルヘキシルを含む、請求項 1 に記載の化粧料。

【請求項 3】

メトキシケイヒ酸エチルヘキシル及びオクトクリレンを含まない、請求項 1 又は 2 に記載の化粧料。

【請求項 4】

前記(E)紫外線散乱剤が、酸化亜鉛及び / 又は酸化チタン粉体である、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の化粧料。

【請求項 5】

S P F が 15 以上である、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の化粧料。